# 事業者が注意すべき4つのポイント ②利用・提供

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

4安全管理措置

事業者は社会保障・税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、 役所に提出!

注意

利用目的以外の利用・提供はできません!

#### どんな利用・提供の場面があるの?

雇用保険関係

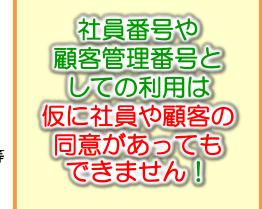
だと・・・ 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 等

健康保険-厚生年金関係

だと・・・ 健康保険被保険者資格取得(喪失)届 等

税関係

だと・・・ 源泉徴収票、給与支払報告書 等



# 事業者が注意すべき4つのポイント ③保管・廃棄

①取 得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

4安全管理措置

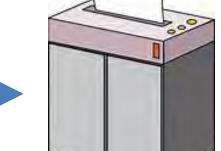
#### 必要がある場合だけ保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です!

雇保関係

健保•年金関係

税関係





# 廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングするなど「保管体制」を今一度確認してみよう!

<u>必要がある場合に限り、</u> 保管し続けることができます!

- ・翌年度以降も継続的に雇用契約が 認められる場合
- ・所管法令によって一定期間保存が 義務付けられている場合 など

- ・作成事務を処理する 必要がなくなった場合
- ・保存期間を経過した場合
- ・速やかに廃棄・削除



#### 事業者が注意すべき4つのポイント 4安全管理措置

4安全管理措置

マイナンバーをその内容に含む個人情報を漏えいしたり、 失くしたりしないために、今からできること!

親方さんの家では・・・・

組織的・人的 安全管理措置

取扱責任者

事務取扱担当者

担当外の 従業員等







担当者を明確にして、 担当者以外がマイナンバーを 取り扱うことが無いように



適切な教育

わかったわ!

従業員のマイナンバー管理をしっかりしな いとな!

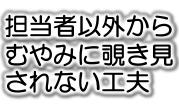
カギ付きの棚を新しく買うか!棚の配置も 考えような!

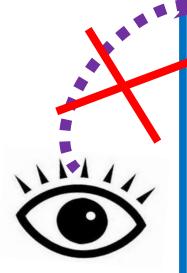
事業者の事業内容や規模に応じて対応してください!

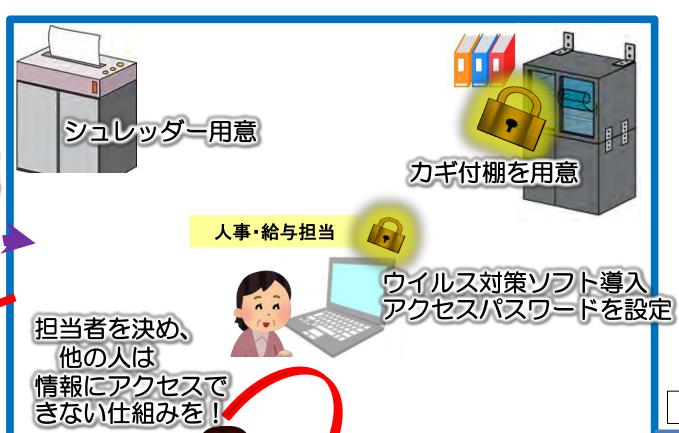
# 事業者の対応例

技術的 物理的

安全管理措置







入口

みんなのマイナンバーや個人情報をきちんと守るために、これまでの体制を見直して対応したぞ!



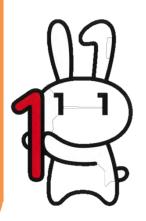
ありがとうございます。 宜しくお願いします!

信頼関係



既に<u>情報漏えい対策</u>を行っている 事業主さんも多いはずです。

しかしながら<u>マイナンバーの取扱いは、</u> 個人情報保護法よりも厳格な保護措置をとるように規定され ていますのでもう一度、対策の見直しをお願いします!



# 事業者のためのマイナンバ 準備スケジュール

#### 準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう!
- ②利用スケジュールを確認!

→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう!

③マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう!

#### 以下のようなスケジュールで対応が必要です!

2015年 (H27年)

(10月)

2016年 (H28年)

2017年

(H29年)

パートやアルバイト 扶養家族も含まれます!

# 制度開始に向けた準備

(社内規程の見直し、システム対応、 安全管理措置 等

【番号の取得・本人確認、調書の作成など 早期に番号が必要となる場面の例】

- 年始に雇う短期アルバイトへの報酬
- 講演・原稿作成等での外部有識者 等への報酬
- ・3月の退職
- ・4月の新規採用
- •中途退職

従業員等の 開 番 号 取 得

申請書・申告書・調書等 順次番号記載開始

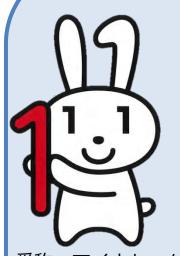
(※厚生年金・健康保険は、 平成29年1月~)

従業員研修等

# 事業者 の 対応

54

# もっと詳しく知りたい方は



# 内閣官房のホームページは

# 『マイナンバー』で検索



『政府広報』のホームページにも動画など多様な広報物があります

愛称: マイナちゃん マイナンバーの コールセンター

マイナンバー

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日9:30~17:30(土日祝・年末年始を除く)

※一部P電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

# マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber\_PR

### 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

#### 個人番号

■ 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁) を指定し、通知カードにより本人に通知

#### 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

#### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

#### 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

#### 情報連携

■ 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用す る仕組み

個人番号の利用分野				
社	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用		
会保	労働分野	雇用保険等の資格取得·確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用		
章 分 野	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用		
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用		
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用		

上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

### 番号法施行令※の概要

#### 1. 個人番号関係

#### 1. 個人番号

- ○個人番号は、郵便又は信書便により通知カード を送付する方法により通知。(2条)
- 〇番号変更が必要な理由等を記載した請求書、 又は疎明資料の市町村長への提出等、個人番 号の変更手続を規定。(3条,4条)
- 〇個人番号は、住民票コードを変換した11桁の番 号+1桁の検査用数字の12桁の番号。(8条)

#### 2. 通知カード、個人番号カード

- ○通知カードは、個人番号の変更等により市町村 長から返納を求められたとき等に返納しなけれ ばならない。(5条)
- ○基本4情報以外の個人番号カード記載事項は、 個人番号カードの有効期間、通称とする。(1条)
- ○個人番号カードの交付手続として、写真を添付 した交付申請書の市町村長への提出、窓口に おける交付、通知カードの返納等について規定。 (13条)
- ○個人番号カードは、国外に転出したとき、死亡 したとき、個人番号を変更したとき等に失効する。 (14条)
- ○個人番号カードは、有効期間満了や失効等に より返納しなければならない。(15条)
- 〇個人番号カードのICチップ領域を利用できる者 は、①国民の利便性の向上に資するものとして 総務大臣が定める事務を処理する行政機関等、 ②行政サービスを受ける者の利便性の向上に 資するものとして条例で定める事務を処理する 地方公共団体・地方独法とする(18条)

#### ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号) 3. 本人確認の措置(12条)

- 〇以下のア及びイの書類の提示を受けること 等の措置とする。
- ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住 民票記載事項証明書
- イ 写真の表示等により本人を特定できる書類
- 〇代理人による場合は、以下のアからウまでの 書類の提示を受けること等の措置とする。
  - ア 委任状等の代理権を明らかにする書類
  - イ 写真の表示等により代理人を特定できる書類
- ウ 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等 が記載された書類

#### 2. 特定個人情報の提供関係

#### 1. 特定個人情報の提供

○特定個人情報を提供できる政令で定める公 益上の必要があるときは、金融商品取引法及 び独禁法による犯則事件の調査、地方自治 法による地方議会による調査、租税に関する 法律の規定による質問等が行われるとき等と する。(26条・別表)

#### 2. 安全確保措置

〇地方税法等の規定により提供される特定個 人情報の安全を確保するための措置は、提 供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人 情報の項目等を記録すること等の措置とする。 (23条、25条)

#### 3. 情報提供ネットワークシステム

- ○情報照会者又は情報提供者は、符号を取得する ことができるとするなど、情報連携の手続を規定。 (20条.21条.27条.28条)
- ○情報提供等記録の保存は7年とする。(29条)

#### 3. 特定個人情報保護委員会関係

○別表に掲げるもののうち、委員会の指導、勧告 等の権限の対象としない手続は、金融商品取引 法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治 法による地方議会による調査、国際刑事裁判所 に対する協力等に関する法律による国際刑事裁 判所に対する証拠の提供等の協力が行われると き等とする。(34条・別表)

#### 4. 法人番号関係

#### 1. 法人番号

〇法人番号は、12桁の会社法人等番号等+1桁の 検査数字の13桁の番号。(35条)

#### 2. 指定、通知、公表

- ○法人番号は、法人番号等が記載された書面によ り通知。(38条)
- 〇届出により法人番号の指定を受けることができる ものは、国内に本店又は主たる事務所を有する法 人等とする。(39条)
- 〇法人番号等はインターネットにより公表。(41条)

### 番号法施行規則※の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則案

#### 1. 個人番号関係(本人確認の措置)

#### 1. 本人から個人番号の提供を受ける場合

- ○通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書とともに提示すべき身元確認書類を規定
  - ・運転免許証、旅券、在留カード等の写真付きの書類 等
- ○個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し等の提示が困難な場合の個人番号の確認の措置を規定
  - ・地方公共団体情報システム機構への確認、住民基本台帳の確認 等
- ○オンライン申請等の対面以外の場合の本人確認の措置を規定
  - ・個人番号カードのICチップの読み取り 等

#### 2. 代理人から個人番号の提供を受ける場合

- ○本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号を提供することを証明する書類を規定
  - ·戸籍謄本(法定代理人)、委任状(任意代理人) 等
- 〇代理人の身元確認書類を規定
  - ・個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等の写真付き書類 等
- 〇本人の個人番号を確認できる書類を規定
  - ・本人の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はこれらの写し
- ○本人の個人番号を確認できる書類の提示が困難な場合の個人番号の確認の措置を規定
  - ・地方公共団体情報システム機構への確認、住民基本台帳の確認等
- ○オンライン申請等の対面以外の場合の本人確認の措置を規定
  - 電子的委任状の送付、代理人の電子署名の添付 等

#### 3. その他

○個人番号カードの代理人への交付の際の本人確認の措置、個人番号の変更請求の際の本人確認の措置等を規定

#### 2. 特定個人情報の提供関係

〇地方税法の規定により特定個人情報を提供する場合の安全確保措置等を規定

- ② 通知カード [法16]
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し·住民票 記載事項証明書 [令12①]
- ④ ①から③までが困難であると認められる場合 【則3①】
- ア 地方公共団体情報システム機構への確認 (個人番号利用事務実施者)
- イ 住民基本台帳の確認(市町村長)
- ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。
- エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所、が記載されているもの)
- ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施 者が発行等する書類や、自己の個人番号に 相違ない旨の本人による申告書などを想定。

身元(実存)確認

- ① 個人番号カード [法16]
- ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 【則1①一、則2一】
- ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i氏名、ii生年月日又は住所、が記載されているもの) [則1①二、則2二]
- ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 【則1①三、則3②】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された 書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)
- ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。 [則1③、則3③]
- ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 のいずれか1つ
- イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官 公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認
- ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯 金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認
- エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認
- オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本 人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その 他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣 等が適当と認めるものの確認
- ⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。 [則3⑥]

対面/郵送(注

### 本人確認の措置(本人) ②

	番号確認	身元(実存)確認
オンライン	① 個人番号カード(ICチップの読み取り) [則4-] ② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) [則4二イ] イ 住民基本台帳の確認(市町村長) [則4二イ] ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 [則4二イ] エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信 [則4二日] ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。	① 個人番号カード(ICチップの読み取り) [則4-] ② 公的個人認証による電子署名 [則4二ハ] ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 [則4二二] ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務 実施者によるID・PWの発行などを想定。
電話(注2	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認 [則3①三] ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) [則3①-]	〇 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利 用事務実施者が適当と認める事項の申告 [則3④] ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

先金融機関名等の複数聴取などを想定。

# ① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証

代理権の確認

② 任意代理人の場合には、委任状 【則6①二】

明する書類(則6①-)

#### 代理人の身元(実存)の確認

- ① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身 体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書(則7②−)
- ② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、 写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と 認めるもの(i氏名、ii生年月日又は住所、が記載されているもの) 【則7①二】
- ② 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの) [則7②]
- ③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上
- ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別 児童扶養手当証書
- イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者 から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番 号利用事務実施者が適当と認めるもの(i氏名、ii生年月日又は住 所、が記載されているもの)
- ④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。 [則9②]
- ⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、 人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、 身元(実存)確認書類は要しない [則9④]

#### 本人の番号確認

- ① 本人の個人番号カード又はその写し[則8]
- ② 本人の通知カード又はその写し[則8]
- ③ 本人の個人番号が記載された住民票の 写し・住民票記載事項証明書又はその写し 【則8】
- ④ ①から③までが困難であると認められる場合
- ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則9⑤-】
- イ 住民基本台帳の確認(市町村長)[則9億二] ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファ イルを作成している場合には、当該特定個 人情報ファイルの確認[則9億三]
- エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所、が記載されているもの) [則9⑤四]
- ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行する書類、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。

# 本人確認の措置(代理人) ②

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
オンライン	〇 本人及び代理人の i 氏名、 ii 生年月日又は住所、並びに 代理権を証明する情報の送信 を受けることその他の個人番 号利用事務実施者が適当と認 める方法 [則10-] ※ 電子的に作成された委任 状、代理人の事前登録などを 想定。	〇 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 [則10二] ※ 公的公人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・P Wの発行などを想定。	① 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) [則10三ィ] ② 住民基本台帳の確認(市町村長) [則10三ィ] ③ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 [則10三ィ] ④ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信 [則10三中] ※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。
電話(注2)	める事項の申告 [則9③]	い事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報 ファイルの確認 [則9億三] ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人 番号利用事務実施者) [則9億一] ③ 住民基本台帳の確認(市町村長) [則9億二]

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

#### 【別紙】住所地以外の居所に住む被災者・DV等被害者への通知カードの送付の考え方

- 通知カードについては、市町村長が、**番号法施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳** に記録されている者に対して送付することとなっている。
- 東日本大震災による被災者やDV等被害者の中には、住民票を置いたまま住所地以外の場所に移動 (避難)していることも想定される。
- <u>こうした者で生活の本拠が移動先(避難先;居所)にある場合</u>には、番号法施行日までに<u>当該居所のある市町村(居所市町村)に転入していただくことが基本</u>。

(通知カードは転入後の住所に送付することとなる)

- ※<u>DV等被害者</u>については、<u>居所市町村に転入後</u>、支援措置を申し出て<u>DV等支援対象者となることにより、ご自身の新しい住所が</u>、DV等加害者による戸籍の附票の写しなどの請求を通じて当該<u>DV</u>等加害者に知られることを防げる。
- しかしながら、
  - ①東日本大震災による被災者でやむを得ず避難先市町村で避難生活を送っており、避難先市町村に 転入しない者や
  - ②DV等被害者で、やむを得ない事情により居所市町村に転入しない者については、
  - 一定の配慮をし、<u>居所(避難先)に送付</u>することとする(<u>居所(避難先)を登録してもらう</u>)。
- ※具体的な運用方法は、近々にお知らせします。